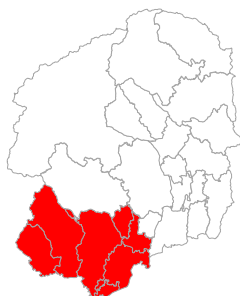


市町森林環境譲与税の有効活用への支援

1 テーマの趣旨・目的



当事務所は県の南西部の5市2町を所管しており、管内面積は約12万ha（県土面積の19%）で、人口は約70万人（県の37%）である。北西部は森林地帯が多く

面積は約4万haでこのうち民有林が96%を占めている。そして民有林の52%はスギやヒノキなどの人工林となっており、人工林率の高い3市を中心に林業地を形成している。

森林環境譲与税の譲与から5年が経過し、諸条件の異なる7市町が混在する中で、市町の実情・ニーズに合わせて事業等を提案するなど譲与税の有効活用につなげるための林業普及指導員の取組について報告する。

2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

(1) 現状

3市は人工林が多く人口も一定数あることから税の譲与額も多く、森林経営管理制度を運用して森林整備

表1 管内7市町の概要

分類	市町	林野面積 (ha)	人工林面積 (ha)	人口 (千人)	森林環境 譲与税額 (R6：概算 千円)
人工林 多	A市	7,933	3,379	144	30,000
	B市	8,360	3,868	157	37,000
	C市	21,784	13,387	116	77,000
里山林 主	D市	540	28	168	20,000
	E市	301	19	60	7,000
	F町	374	32	39	5,600
	G町	212	26	25	2,900
	合 計	39,504	20,739	709	179,500

を進め、その他の使途も検討しながらまとまった額の税の有効活用が必要で、2市2町は里山林が中心で林業を営む素地は無く、森林環境譲与税は人口に比例して譲与されていることから、管理制度の運用以外の使途をメインに据えて譲与税の活用を検討する必要があった。（表1）

単年度ベースの譲与額に対する執行率は、7市町合計ではR1：0%、R2：25%、R3：62%で推移しており、全体としては毎年執行額を積み上げているものの個別の市町をみると、R3にD市が学校施設の整備等により執行率が100%になる一方で、R3まで活用がゼロの市もあり、市町間の取組のばらつきは大きく、全体的として税が十分に活用されているとは言い難い状況であった。（表2）

表2 7市町の森林環境譲与税 執行額の推移

市町	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (譲与額)
A市	0	9,891	7,339	9,691	9,824	(30,000)
B市	0	10,868	11,986	17,553	28,883	(37,000)
C市	0	815	18,258	23,839	28,518	(77,000)
D市	1	4,539	30,564	18,534	3,227	(20,000)
E市	0	0	0	622	1,146	(7,000)
F町	0	28	94	715	5,026	(5,000)
G町	0	1,448	1,610	2,121	2,295	(2,900)
執行額 A	1	27,589	69,851	73,075	78,919	-
譲与額 B	52,758	112,120	112,209	145,206	145,206	179,900
執行率 (A÷B)	0%	25%	62%	50%	54%	-

(2) 取組内容

i) 森林環境譲与税活用基本方針の策定支援

林業普及指導員が例を示すことで市町独自の基本方針の策定について意義を理解いただき、これまでの市町の取組を踏まえつつ意向を聞き取りながら基本方針の作成を支援した。（R4）

ii) ニーズの聞き取り及び新規事業の提案

年度当初の市町担当者会議では取組事例に関しては

林野庁のポジティブリスト（R 4・R 5）による一般的な概要の説明にとどめ、普及指導員が個別に市町を訪問して潜在的なニーズを聞き取るとともに市町の次年度予算策定に間に合うよう 8～10 月に以下のような新規事業に関する提案及び資料作成の支援を行った。

（R 4：9回、R 5：13回）

- ・里山林への森林整備
- ・安全装備品などの林業事業体への支援
- ・森林整備に必要な林道・作業道の補修
- ・獣害対策への支援
- ・木材利用の可能性

iii) 市町他部局への横展開

市町の木材利用に関して譲与税が財源となり得ることを多くの市町職員に知っていただくため、施設の整備や、木製品の導入など見込みのある部局を案内いただき、林業普及指導員が施設の木造・木質化の事例の説明や、地域材を活用した木製品整備と製作会社が記載されたパンフレットを配布して、税活用のポイントとなる地域材の活用についても説明した。（R 5）

- ・A市：公共政策マネジメント課、市民課、学校管理課、保育課
- ・D市：ゼロカーボン推進課
- ・E市：学校教育課
- ・G町：こども教育課

また、市町の財政担当者に対しては、予算査定や編成にあたっての予備情報として今後の譲与額や、使途について改めて説明した。

- ・R 5：A市、D市、E市、F町、G町
- ・R 6：C市

（3）成果

i) 森林環境譲与税活用基本方針の策定支援

R 5. 3 までに全 7 市町で基本方針を策定することができた。方針では、森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する法律の趣旨、各市町の人工林や森林経営計画未策定の森林の面積を踏まえた森林経営管理制度の枠組みの概要を記載した。そして譲与税の使途である①森林の整備、②人材育成・担い手確保、③木材利用・普及啓発について分類毎に主な取組内容を市町職員と一緒に整理するとともに、事業実施における優先度についても明確にした。

さらに方針とあわせて令和元～10 年までの実績、計画、基金残額の一覧の作成を支援して、譲与税の活用額について数値的に中・長期の目安を明示することができ、4 市が受検した会計実地検査（R 5）においても市の考え方の説明に基本計画を活用することができた。

なお、この方針は今後の市町の情勢の変化や森林整備の進捗などを踏まえ、随時見直しを行いながら譲与税の有効活用を図っていくものとしている。

ii) ニーズの聞き取り及び新規事業の提案

県からの提案により、里山林の整備、作業道の補修、林業事業者への支援など、譲与税を活用した事業は年々増加傾向にあり活用の合計額が増加するとともに、活用の幅も広がっている。

- ・ナラ枯れ対策事業（R 4：C市、E市、F町）
- ・獣害対策支援（R 5：C市）
- ・里山林整備（R 5：B市）
- ・林道・作業道の補修等

（R 5：B市、R 6：A市、C市）

- ・林業事業者への支援

（R 5：A市、C市、R 6：B市）

- ・専門員の雇用（R 5：A市）

iii) 市町他部局への横展開

R 4 までA市とE市は森林・林業担当課の所管課だけで譲与税を活用していたが、R 5からは全ての市町で担当課以外が所管する事業に譲与税が活用されるようになった。

- ・公共施設への木製品の整備（R 5：A市）
- ・木製品による普及啓発（R 5：E市）
- ・学習用机・椅子の整備（R 5：G町）

また、譲与税を活用した木造建築物としてR 3のD市の小学校に続き、現在、E市では学校教育サポートセンターの建設が進んでおり、他各市町への波及効果が期待される。

（4）課題

R 6は7市町の譲与税総額は約 18 千万円と見込まれるが7市町計画総額はこれを上回り、5市町の計画が当年度の譲与額を超えており、税を活用する素地が形成されたと考えている。

しかし、森林環境譲与税の活用の本丸であるべき森

林経営管理制度の運用について多くの人工林を抱える
3市はモデルケースを執行したところで、市森林管理
事業（伐捨間伐事業）が軌道に乗ったとは言い難い状
況にある。（表3）

表3 市町森林管理事業（伐切捨間伐）

市町	R 3	R 4	R 5
A市	-	1.0 ha	-
B市	-	3.0 ha	4.3 ha
C市	1.4 ha	5.9 ha	4.0 ha

また、制度導入から時間が経過する中で市職員の異
動に伴い人員が入れ替わっており、異動初年度の職員
は制度の全体像と現状の把握に相当苦労されている様
子がうかがえる。

3 今後取組むべき内容

市町の制度の運用が軌道に乗るためには、以下のよ
うな取組が必要と考えられる。

i) 森林経営管理制度に関する研修の充実

市町職員の異動に対応するため、新任職員が実務の
執行に必要な制度の概要や基本的な事業の流れに関す
る理解について支援することが求められる。

林業の技術職が不在で森林に関する基礎的な知識が
無いことがため、国や県の研修の活用は不可欠であり、
市町からの研修の実施について要望いただいている。

このため、今年度から県では新任者を対象に毎年2
回、座学と実習による研修を開催することとしている。

ii) 市と地域の林業経営体との連携の構築

職員が、事業の現状や全体像を把握し事業の本格運
用に当たるところ、異動となり担当課を離れるケースが
見られる。また、継続的な事業の実施には山地におけ
る土地勘や、林道・森林作業道に対する確認など地域
に根付いた人材の関与が不可欠である。

A市が専門員を雇用したように、現在、こうした知
識やスキルを持った地域の林業経営体と市の連携の構
築に向けて提案しているところである。